

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会
ブロードバンド基盤ワーキンググループ (第2回)
ご説明資料

KDDI株式会社

2022年8月29日



1. はじめに

2. ヒアリング事項

① 第二号基礎的電気通信役務の範囲

1. FTTH及びCATV（HFC方式）以外に想定される役務の有無
2. 卸役務が提供されている場合における、卸先事業者により提供される役務及び卸元事業者により提供される卸役務の扱い

② 事業者規律の在り方

1. 通信速度の設定について
2. 業務区域の変更登録・変更届出（町字単位での登録・届出）の手続
3. 不採算地域におけるブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表 等



1. はじめに



- 政府の目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現のためには、**光ファイバ等の情報通信インフラの全国的な整備・維持が重要。**
 - 有線ブロードバンド（以下「ブロードバンド」を「BB」と記載）サービスの維持が困難な不採算エリアに対して、**交付金制度を通じてサービスの維持を支援**することに賛同。
 - **携帯BBサービスは、**
 - ① テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、**必ずしも十分でない場合があること**
 - ② 競争を通じて全国的なサービス提供が確保されること
- から、**「基礎的電気通信役務」に位置付けず、新たな交付金制度の対象としない※**ことに賛同。



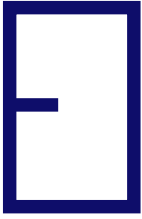
- 有線BBサービスは、“国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき”ものであり、その提供を制度で確実に担保するためには、セーフティネットとしてのラストリゾート責務が必要。
- 不採算地域における光ファイバの新たな敷設・維持をラストリゾート責務として制度的に担保するには、公社時代に独占整備された全国規模の局舎や電柱等の線路敷設基盤を承継し、政府出資の特殊法人として公共的な役割を担うNTT東・西が、当該責務の担い手として最も適切。
- 今般ラストリゾート責務の制度化を行わない場合でも、最低限の制度的担保を図るため、NTT東・西の不採算地域（特別支援対象区域）の提供計画の公表は、NTT法第12条の事業計画の対象として認可事項とすることが必要。



- BBサービスは、NTT東・西による独占的提供が前提であった**固定電話とは異なり、多種多様な主体が提供。競争を通じて、サービスの品質等の提供条件の向上や利用者料金の低廉化等を実現。**
- 固定電話とは市場環境が異なることに留意し、**基礎的電気通信役務の事業者規律を課す場合でも、競争地域のBBサービスに対しても一律に規律を課すのではなく、必要最小限の範囲に限定すべき。**
- 具体的には、利用者にとって**選択肢が無く制度による特別な支援を受けて提供されるサービスの料金**について、約款規制等の規律により**利用者利益を確保。**



2. ヒアリング事項



① 第二号基礎的電気通信役務の範囲

1. FTTH及びCATV（HFC方式）以外に想定される役務の有無
2. 卸役務が提供されている場合における、卸先事業者により提供される役務及び卸元事業者により提供される卸役務の扱い



1. FTTH及びCATV（HFC方式）以外に想定される役務の有無（1/2）

- **光ファイバ等の有線BBサービス**は、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタル技術を活用する上での**前提となる不可欠なもの**。
- 光ファイバの整備方針※は、2027年度末までに世帯カバー率99.9%が目標。まずは、本目標の達成に向けて、第二号基礎的電気通信役務の範囲は、**FTTH（及びCATVインターネットのうちHFC方式）に限定すべき**。

※総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（2022年3月29日）

2-1 光ファイバ 第2章整備方針・具体的施策等

(1) 現状と課題

＜略＞光ファイバ等の有線ブロードバンドサービスは、**テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタル技術を活用する上で不可欠の前提**となるものであり、都市と地方との格差を緩和し、＜略＞不採算地域を含めた日本全国において、サービスの安定的な提供を中長期的に確保していく必要がある。

(2) 整備方針

引き続き、条件不利地域における整備促進によって地域間の整備状況の格差縮小を図り、全国の世帯カバー率を2024年度末までに99.85%（未整備世帯約9万世帯）、**2027年度末までに99.90%（未整備世帯約5万世帯）とすることを目指す**。加えて、自治体の意向等を踏まえ、更なる前倒しを追求する。また、**未整備世帯約5万世帯についても、光ファイバを必要とする全地域の整備を目指す**。



1. FTTH及びCATV（HFC方式）以外に想定される役務の有無（2/2）

- 極限的な不採算地域において、固定無線等を極めて限定的に活用することはあり得る。ただし、電話におけるワイヤレス固定電話の扱いと同様に、例外的措置として、今後の光ファイバの整備率の状況や交付金制度の効果等を踏まえて検討すべき。
- 携帯BBサービスは、最終とりまとめの以下理由のとおり、「基礎的電気通信役務」の対象外とすべき。これはユニバーサルサービス制度創設の趣旨や競争補完の考え方からも適当。

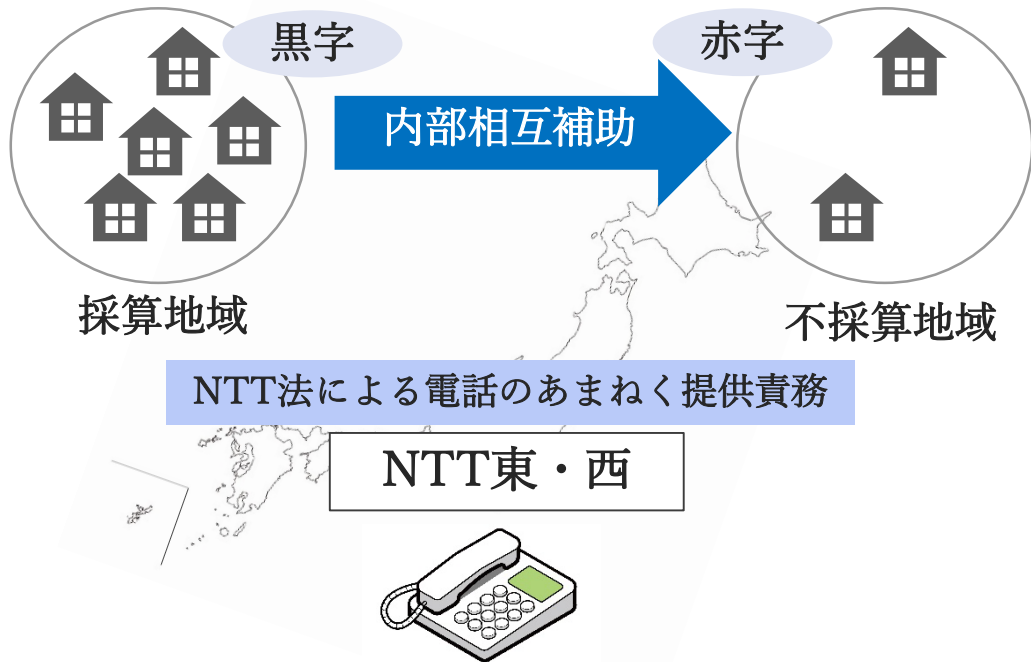
- ① 少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること
- ② 新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されること



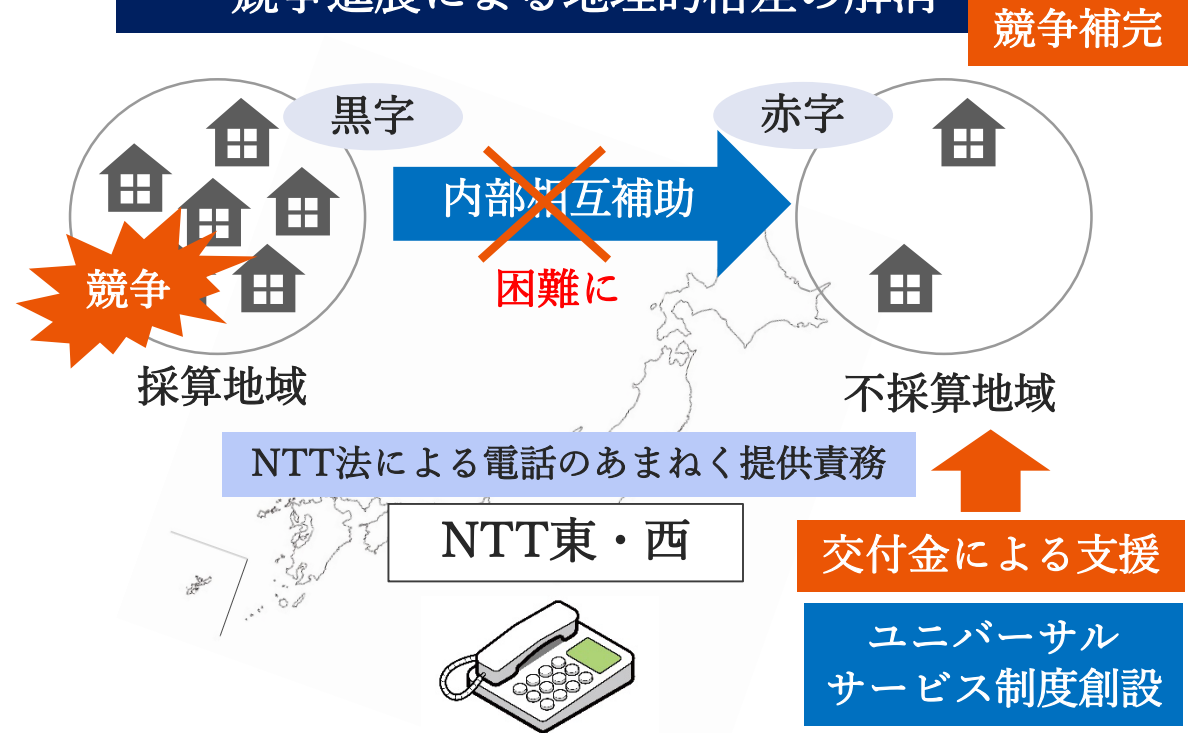
(参考) ユニバーサルサービス制度創設の趣旨

- ユニバーサルサービス制度は、**交付金による支援を念頭**に制度を創設。また、競争では十分に確保されない**基礎的サービスの提供を、制度で補完的に担保（競争補完）**するもの。

内部相互補助により電話の全国提供を確保



競争進展による地理的格差の解消





(参考) 現行の電話のユニバーサルサービス制度における提供確保すべきサービスの考え方

※ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会中間取りまとめ (2021年9月28日)

(ア) 3要件

- 電気通信事業法では、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務」として「基礎的電気通信役務 (ユニバーサルサービス)」を規定し、適切、公平かつ安定的な提供に努めることを規定している (電気通信事業法第7条)。
- このため、
 - ① 「不可欠性」 (国民生活に不可欠であること)、
 - ② 「低廉性」 (誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること)、
 - ③ 「利用可能性」 (全国どこでも利用可能であること)が基礎的電気通信役務の基本的3要件と位置付けられてきた。

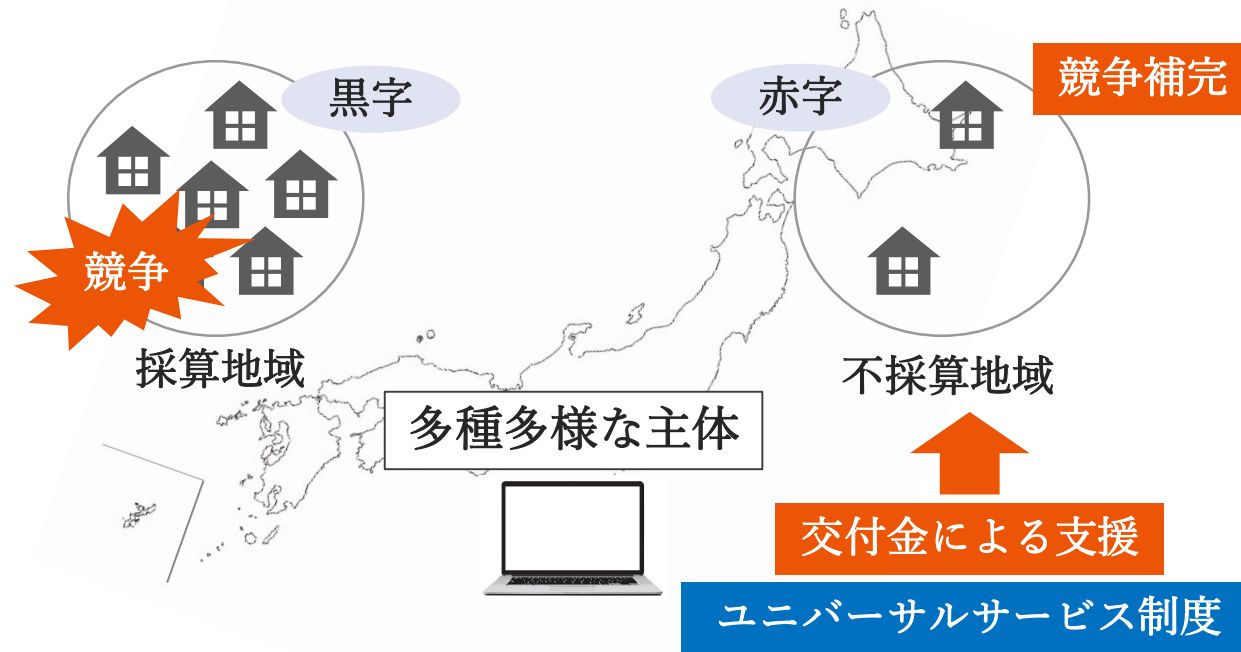
(イ) 競争補完の必要性

- 上記に加えて、事業者間の競争だけでは基礎的電気通信役務が提供されない地域においても役務提供の確保を可能とするために、提供に要する費用の一部について交付金による補填を行うことにより、競争を補完する制度として導入された。
- このため、ユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、競争補完の観点から、上記3要件だけではなく、競争実態を踏まえた上で、提供に要する費用について支援 (交付金による補填) が必要となるかについても考慮されてきた。



(参考) 競争補完の考え方 (有線BBサービス)

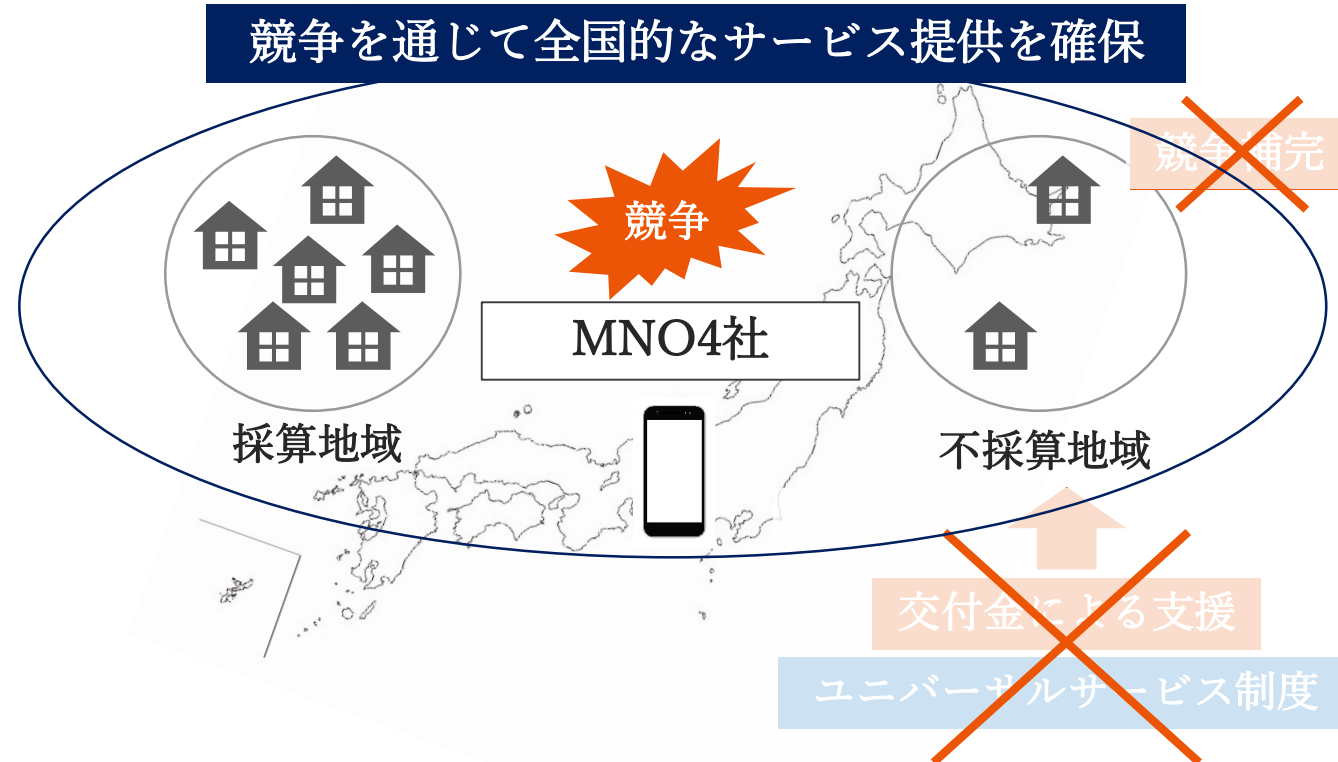
- 有線BBサービスは、**採算地域を中心**に多種多様な主体が競争によりサービスを提供。**不採算地域**は、主に自治体、第三セクター、CATV事業者等（地域事業者）が提供。
- 競争では十分なサービス提供が確保されない**基礎的サービス**を、**補完的に制度で担保**するものであり、これは**競争補完の考え方**から**適当**。





(参考) 競争補完の考え方 (携帯BBサービス)

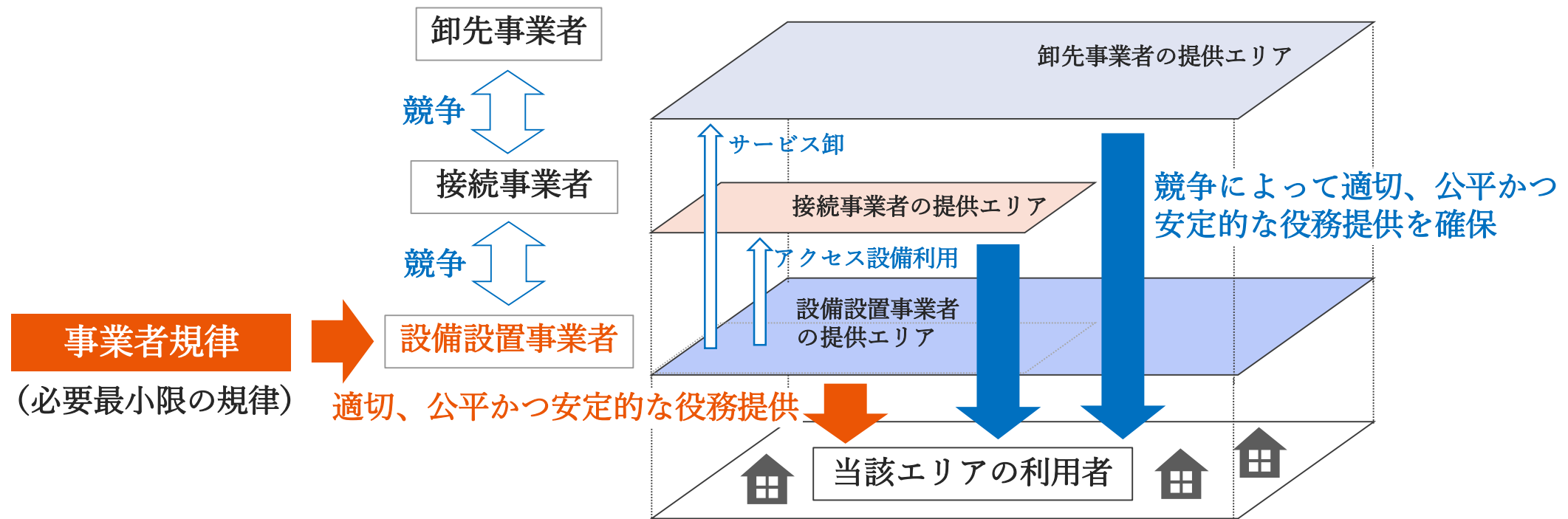
- 携帯BBサービスは、MNO4社の競争を通じて不採算地域を含め全国的なサービス提供を確保。
- 競争によって十分にサービス提供が確保され、交付金による支援も必要ないことから、「基礎的電気通信役務」の対象外とすることは、競争補完の考え方から適当。





2. 卸役務が提供されている場合における、卸先事業者により提供される役務及び卸元事業者により提供される卸役務の扱い (1/2)

- 最終とりまとめのとおり、少なくとも、**アクセス回線の設備設置事業者に規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供は確保。**
- また、卸先事業者に交付金制度による支援を行っても**回線設備の維持は図られない**ことから、卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスを「**基礎的電気通信役務**」として位置づけないことは適当。





2. 卸役務が提供されている場合における、卸先事業者により提供される役務及び卸元事業者により提供される卸役務の扱い (2/2)

- NTT東・西の加入光ファイバを**接続**で**利用**して**提供するサービス**についても、以下の理由から、卸電気通信役務と同様に、「**基礎的電気通信役務**」として**位置づけない**ことが**適当**。

① 接続は、**NTT東・西の光ファイバ提供エリア**でのみ利用可能

- **設備事業者**である**NTT東・西**が**提供するサービス**に対して、**役務提供義務**を含む各種規律を課せば、**当該エリア**における**適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保**されると考えられること

② 接続事業者に**交付金制度**で補填を行っても、**回線設備の維持が図られない**

- **接続を利用する事業者**は、**回線設備の利用の対価**として**NTT東・西**に**接続料**を支払う形態であり、**接続を利用する事業者に交付金制度による補填**を行っても、**設備事業者であるNTT東・西の回線設備の維持が図られるものではない**こと



(参考) 基礎的電気通信役務として位置付けるブロードバンドサービス

※最終取りまとめ

1 - 2 基礎的電気通信役務として位置付けるブロードバンドサービス

- 今般の制度改正において、「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付けるブロードバンドサービスは、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上での必要十分な手段となり得るものという観点から、
 - ① 通信速度（大容量の動画を送受信可能か）
 - ② 遅延の程度（リアルタイムでの双方向のやりとりが可能か）
 - ③ 料金体系（定額料金で原則無制限に利用可能か）の3点を総合的に考慮し、FTTH及びCATVインターネットのうちのHFC方式とすることが適当である。
- 4G等の携帯ブロードバンドサービスについては、
 - ① 少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること
 - ② 新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されることから、今般の制度改正においては、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当である。
- また、FTTHであっても、自ら回線を設置しない事業者が、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスについては、
 - ① 卸元である回線設置事業者が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保されることが考えられること
 - ② 今般創設する新たな交付金制度は、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることを踏まえると、携帯ブロードバンドサービスと同様、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当である。



② 事業者規律の在り方

1. 通信速度の設定について
2. 業務区域の変更登録・変更届出（町字単位での登録・届出）の手続
3. 不採算地域におけるブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表 等



1. 通信速度の設定について

- 「上り・下りの名目速度30Mbps以上」の基準は、FTTHでは問題ない認識。
- 一方、CATVインターネット（HFC方式）は、上り速度に課題があると認識。当該通信速度の設定により、地域のCATV事業者が必要な支援を受けられず、**有線BBサービスの維持が図られないのであれば問題。**
- CATVインターネット（HFC方式）は、将来の光化等は見据えつつも、**当面は実態を踏まえた通信速度の設定**を検討すべき。

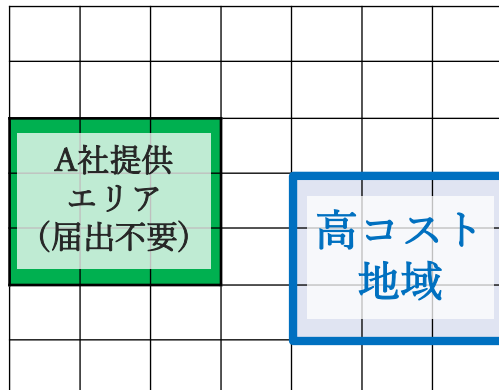


- 最終取りまとめでは、交付金の支援対象となる「支援対象区域」は次の手順で指定すると整理。

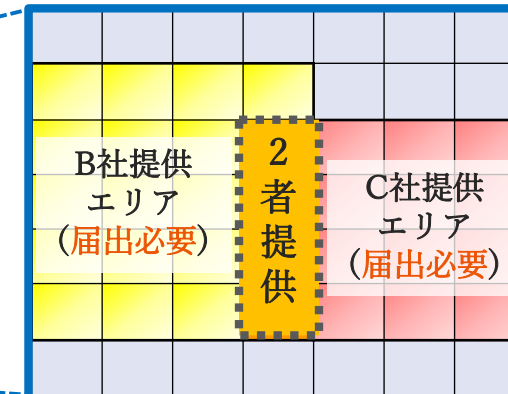
- ① 高コスト地域を特定
- ② ①の地域で、1者のみで提供する地域を判定

- 上述の判定のため、高コスト地域を業務区域に持つ事業者は、町字単位での届出等が必要となるが、それ以外の地域で提供する事業者は、1者判定の必要がないことから、届出等は不要とすべき。

① 高コスト地域を特定



② 1者のみで提供する地域を判定

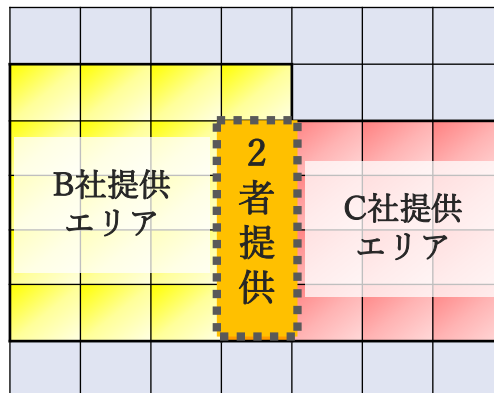




2. 業務区域の変更登録・変更届出（町字単位での登録・届出）の手続（2/2）

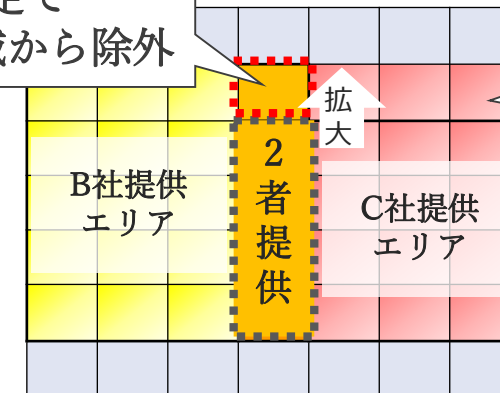
- 「業務区域」を町字単位とするのであれば、事業者の負担軽減の観点から、有線BBサービスに係る業務区域の変更は「**軽微な変更**」に該当するものとして、**事後届出**とし、届出のタイミングは**年1回**で支障はないと考える。

毎年度末の状態を判定



期中の変更は届出不要

来年度の判定で
1者提供地域から除外



年度末に
事後届出

年度末の状態を**年1回事後届出**



3. 不採算地域におけるブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画の公表等²²

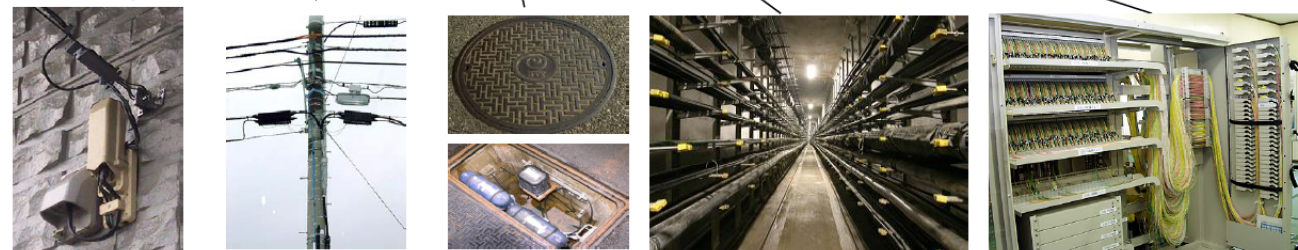
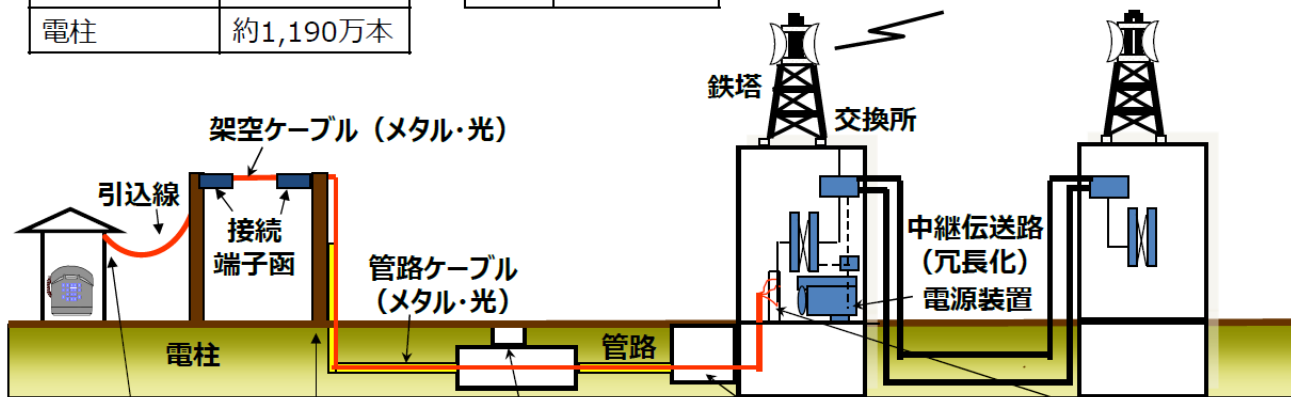
- 「はじめに」で述べたとおり、**最低限の制度的担保**を図るため、**不採算地域（特別支援対象区域）におけるNTT東・西の第二号基礎的電気通信役務に関する提供計画の公表**は、NTT法第12条の事業計画の対象として**認可事項**とすることが必要。
- 有線BBサービスの提供を**制度で確実に担保**するためには、**ラストリゾート責務が必要**。今後、光ファイバの世帯カバー率99.9%の達成状況や交付金の規模等も踏まえ、**ラストリゾート責務の制度化**について**改めて議論が必要**。

※情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会 (第19回) NTT東・西説明資料 (2016年9月23日)

NTT東西の通信設備 (概要)

■ 通信サービスを支えるために、多くの通信設備を保有

メタルケーブル	約100万km	管路	約60万km	通信ビル	約7,000ビル
光ケーブル	約110万km	とう道	約650km		
電柱	約1,190万本				



保安器

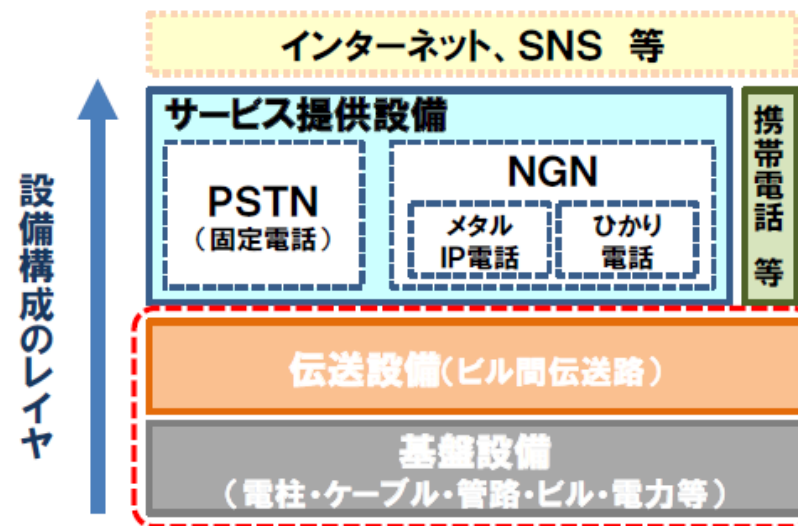
き線点

マンホール・ハンドホール

とう道

FTM

3



設備構成のレイヤ

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

